

## 沖縄県「まん延防止等重点措置」指定に伴う村民及び来島者の皆さまへのお願い

沖縄県が「まん延防止等重点措置」の適用対象に指定され、4月12日（月）～5月5日（水）までの期間と定められました。これを受け本村では、県に準じて下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

特に観光客が増加するゴールデンウィーク期間中においては村内で新型コロナウイルス感染症が拡大する可能性があります。村民の安心安全な暮らしを守るため、まん延防止等重点措置が適用されている地域からのご来村は再検討をお願いいたします。

また、お住いの地域に限らず、本村へお越し頂く方は感染予防対策をしっかりと行ったうえで、ご来村頂きますようお願い申し上げます。

### ○船舶の運航について

- ・定期船及び村内航路は通常通り運航いたします。

### ○公共施設の使用について

- ・開設時間は夜8時までといたします。
- ・キャンプ場、コテージ等、ビーチの使用については感染症対策を徹底して頂き通常通り開設いたします。

### ○時間短縮営業の要請について

- ・5月5日（水）まで飲食店及び飲食を伴う游興施設の営業時間は、午前5時から午後8時までの間（酒類の提供は、午前11時から午後7時まで）をお願いいたします。

### ○外出自粛要請について

- ・不要不急の外出や移動の自粛をお願いいたします。

### ○県外との往来について

- ・事前の十分な健康観察とPCR検査を行う等感染防止対策の徹底をお願いいたします。また、体調不良の場合は回復してからの往来をお願いいたします。

村民及び来島者の皆さまへは、大変ご不便をおかけいたしますが、引き続き、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、3密の回避、定期的な換気等、基本の感染対策を徹底して頂きますようご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年4月12日  
座間味村長 宮里 哲